

## 「偽書問題」の存在

The Problem of False Books

田 中 薫

平成9年度1年間の日本の書籍の総新刊発行点数は6万2,336点であった。この数字を約1億2,500万人という総人口に対して、「多い」と考えるか「少ない」と考えるかは何とも言えない。しかし、膨大な量であることは否定できない。現代はそれほどおびただしい数の書籍が出版されている時代なのである。またそうした現実が成立するのは、出版物の流通機構がきちんと確立しているおかげである。そして、学術書や実用書などは別にして、虚構の世界であっても、小説等の出版物をフィクションであることを承知の上で、「娯楽」として楽しんでいるうちは問題がない。しかし、虚構であるにもかかわらず、あたかもそれが真実であるかの如くに書物にして発表する人たちがいる。つまり歴史や科学を堂々と捏造する人たちが存在しているのである。それらの作品の一部を「偽書」と言っている。現在、わが国では「言論・出版・表現の自由」が保障されている。だが、それを逆手にとったような、「偽書」あるいは「トンデモ本」の出版があつてを絶たない。そしてそれがまた別の多くの新たな問題を引き起こす。しかしそれが可能であることが「出版」というメディアの持つ一つの特徴とも言える。そこでその問題に「偽書問題」と名付けてその是非について論じてみたい。

キーワード：言論・出版・表現の自由、フィクション、ノンフィクション、偽書、トンデモ本

### 目 次

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| I 「偽書問題」とは何か       | IV 『東日流外三郡誌』と安本美典 |
| II 「言論・出版・表現の自由」とは | V 「トンデモ本」の存在      |
| III 歴史的な背景         | VI 今後の問題点         |

## I 「偽書問題」とは何か

### 1 課題の設定

現代の日本は、憲法によって「言論・出版・表現の自由」が保障されている。しかし、こうした状況は一朝一夕になったものではない。少なくとも「治安維持法」などの法律が生きていた戦前までは全くそうではなかった。そして明治以前の状況も現在とは著しく異なっていた。また現在ではあたりまえとも言える「言論・出版・表現の自由」という、憲法第21条の条項が実現する

に至るまでには、長い歴史と数多くの犠牲者を伴うという歴史的に見れば不幸な流れがあった。しかしその結果、この憲法第21条のもとで、現在ではさまざまな内容を持つ本が、きわめて自由に多数出版される時代となっている。またこうして出版された出版物を分類する方法も、さまざまである。そして実際に各種の基準によって何通りもの分け方が適用されている。

たとえば形態別による分類や内容別による分類もあるし、I S B N International Standard Book Number いわゆる日本国際図書コードによる分類もある。そして図書館などでは、N. D. C. (日本十進分類法)<sup>1)</sup>というものを採用しており、総記から文学までの全ての領域を、内容別に10の分野に分けている。

さらに学術的か非学術的かという分け方もあるし、取次ぎ店や、書店等の流通上の都合にもとづく区分などもある。そこでまずそうした「現代の出版物」の全体像を眺め、その全体像を把握しておくことから入って行きたい。そして、あらゆる知的領域はその全てが、「出版物の内容を構成する要素」であり、その要素は編集という作業を通して一つの形にまとめられ、「さまざまな方法で公表される」という事実を確認しておきたい。

このように憲法で「言論・出版・表現の自由」が保障されている結果、現在ではさまざまなジャンルで、多くの著作者たちによって自由な表現活動あるいは創作(著作)活動が、きわめて活発に行われているのである。また学術的研究の大半も理系、文系を問わず、その成果は最終的には書物の形で公表されることが多い。

また、そうした学術書だけでなく、ハウツウ本、いわゆる実用書なども、さらに数多く出版されている。このように活発な出版活動が行われた結果が、平成9年度の書籍の総発行点数6万2,336点<sup>2)</sup>という数字となって結実したのだと言ってもよいだろう。

そして1年間の総発行点数を示すこの数字は、あくまで流通機構に載せられて、データに現れた出版物の数を示しており、いわば水面の上に出たもの。それ以外に今では、水面下ともいべき自費出版による出版物も、無数と言ってもよいほど数多く発行されている。

それも個人の手による著作物だけでなく、企業や自治体、政府、教育機関など、あらゆる公的機関が発行人となって刊行されているものも、きわめて数多い。しかし残念ながら、今のところそれらのすべてが目録等に集計され、正確な実数が把握できるということはない。さらに、その全体像が把握できるような統計等の報告書もないから、そうした水面下の出版物の正確な実数は不明と言ってよいかもしれない。

しかし、印刷技術や製本技術の革新、さらにはワープロ、パソコンの普及が、著作者たちの主体的情念に加えて、そうした出版物の多品種少量生産傾向の実現に、拍車をかける要因となったことは間違いないと言ってよいだろう。とくに最近ではDTP Desk Top Publishingの登場と普及に伴って、出版物の種類及び発行点数が著しく増加する傾向が、より顕著となっている。

神奈川大学教授・前日本出版学会会長の箕輪成男は、こうした状況を以前から「多品種少量生産の時代」<sup>3)</sup>という言葉で表現しているが、近年その傾向はますます激しくなっている。した

がって、このようなデジタル化の普及および浸透によって、大方の予測とは異なり紙の使用量は減るところか、増える一方なのである。

ところで、ある情報を「記録する」という形を通して公表して行く、こうした「パブリケーション活動」の発達段階を、次に示すような4つの段階として分けてとらえれば、現代は第4段階に入ると言ってよいだろう。この段階とは通常、次の4つに区分されて考えられている。

第1段階、金石文の時代、文字の発明から始まった「紙の登場以前のパブリケーション」

第2段階、パピルスに始まり、紙の発明を経て書物の概念が確立する「手写本の時代」

第3段階、木版印刷を経て活版印刷へ、さらに凹版（グラビア）、平版（オフセット）の発達による「刊本（印刷本）の時代」

第4段階、コンピューターの登場による「出版新時代」<sup>4)</sup>

である。

このように、出版物の世界での著しい繁栄の状況があるということは、近代的文化国家としては当然のことである。だから、そうした現状に対して、ある意味では「喜ばしい限りである」ということが言えるだろう。

ところが、このように「出版活動そのものが容易になったこと」及び「言論・出版・表現の自由」が保障されているという状況の下で、一方「偽書」ともいうべきものが、おびただしく出版されるようになってきている。そして、それがまたさまざまな問題を引き起こす。「偽書」は著作者が自ら「偽書である」と名乗ることはない。だからどれが「偽書」であるかは専門家でもなかなかわからない。そして、だからこそ多くの問題が起こるのである。

したがってこのような「偽書」をめぐる話題は常に尽きることがない。そこでここでは出版活動が活発に行われるようになった結果として、実は「偽書」というものの出版が避けられないこと。また、そうしたものが「確かに存在しているという事実」そのものに焦点をあて、〈出版〉という行為の特徴について考えてみることにしたい。

それでは「偽書」とはどんな種類の本をさす言葉なのだろうか。まずそのイメージについてさぐってみることにしよう。

## 2 「偽書」の概念

田中勝也は『異端日本古代史書の謎』という書籍の「おわりに」の項の中で、次のように述べている。

「大まかに言って、偽書というのは史実でないことを史実のように書き記した書物であるか、さもなければもともと伝存していた真本を、贋作して、真本と偽る場合を言う。」<sup>5)</sup>

田中がこう指摘するように「偽書」とはまず「①史実でないことを史実のように書き記した書物」のことであり、さらに「②もともと伝存していた真本を贋作して、真本と偽る場合」という2つのケースがあると考えられるだろう。そして、②のケースは「偽書である」ということの証

拠を揃えるのが難しい。なぜなら出版物は本来、同一かそれに近い内容のものが、くりかえし、くりかえし刊行される性質のものだからである。

もちろん、著しく総発行点数が増加した現在では、初版だけで終わってしまうものも少くない。しかし、一方ではくりかえして何度も刊行される古典や名作の数もきわめて多いのである。そしてその都度、活字の大きさ、組み方、装丁、使用する紙、印刷方法などが、時代のムードや素材等の条件によって変わって行く。それだけでなくその過程で、意図的にも無意図的にも、内容までもが少しずつ変更されるということが多々ある。

しかも今日のように印刷技術が発達する以前、書物というものが一冊ずつ誰か人の手で、手写本という行為を通して筆写されることがあたりまえだった時代には、もっと頻繁に、しばしばそうした改ざんが行われたものと考えていい。

しかも古いもので、とくに「古代の書物」とされるものの中には、最初の著述行為あるいは刊行から数百年にも及ぶものが少なくない。

とすれば最初の公表（著述）時点での条件が、たとえどのようなようであったとしても、その正確な実態は不明となる。したがって、どうしても不確実な要素を題材にして論じることが多くなりがちであり、結論がはなはだあいまいになりやすい。

さらに、特に問題になるのは「偽りやすく、つくり易い」とも言える①の場合であろう。また現在問題となっている「偽書問題」の多くは①の項に該当すると言ってよいかもしれない。では次に『出版事典』で「偽書」という項目を引いて、その概念を把握してみることにしよう。同書によれば「偽書」とは、

〔1)他人の手紙ににせて書いたもの。(2)偽作した書籍、著者名や書名を仮託した書籍をいう。偽本とも呼ぶ。偽作によって成立した書籍は古来どの国にもその数が多い。文化の早く開けた中国ではとくに偽書が多く、早く漢代からつくられた。それゆえ清朝の考証学者らは古典研究の前提としてその書籍の真偽を明らかにすることが必要であると説き、その研究が進歩した。その代表的な業績である清の姚際恒の《古今偽書考》には91種類の偽書を挙げている。わが国にもこの種の例は多く見られ、大江広元の作という《扶桑見聞私記》、古風土記にならって江戸時代につくられた《日本総国風土記》、僧潮音の偽作した《先代旧事本紀》などが著名であり、現代では森銑三の研究によって、佐藤信淵の家学と称する著書多数がすべて仮託・偽作の書であることが明らかにされた。江戸時代の書賈が抄録本に別書名をつけたのも偽書である。→偽版。〕<sup>6)</sup>

という記述となっている。

ここにも示されているように偽物の手紙類も偽書ということになるが、本論文では特に(2)の「偽作した書籍」という部分に着目し、そこに絞って論じてみることにしたい。いずれにせよ「偽書」という言葉自体がかなり以前から存在しており、いわば公式に近い言葉として、古くから使われていたという事実は、この記述からもあきらかと言ってよいだろう。

### 3 本論文の論点

そこで本論文では書物をめぐる数多くの言葉の中から①<言論・出版・表現の自由> ②<フィクション> ③<ノンフィクション> ④<偽書> ⑤<トンデモ本>という5つの言葉を選びそれをキーワードにし、出版というメディアの持っている特徴及び、その功罪について考察して、「出版活動」の持つ一側面、つまり出版ならではの特徴について考えてみることにしたい。中でも特に「偽書」のもたらす影響力に着目し、そうした問題が発生せざるをえない「人間の心理及びその与える影響」について、さらにこのような「偽書問題」という問題の存在そのものを避けて通れないところにこそ、出版というメディアの持つもう一つの特徴があるということについて指摘し、その是非について語って行きたい。

出版物の特徴の一つは同じ内容が時間の経過とともに、くりかえし、かりかえし出版しなおされるメディアであるということにある。しかもそれが数百年という長い年月に及ぶものが多々ある。したがって一過性の強い報道(不特定多数に大量の情報伝達をする)を得意とする、現代の巨大なメディア産業の手によって伝えられる情報、つまり瞬間的な伝達力の強い情報(メディア)とは大きくその点が異なる。

そして、出力時点では発行部数が少数であるものが多いことなどから、マイナーであるがゆえに、一見その影響力は小さく見えてしまう。ところが最初の出力時点では小さくても、時間の経過とともに大きく育つことが多々あるのである。

したがって出版業は、グーテンベルク以来、最も成立が古いメディアではあるが、だからといって、すでに過去のものなのではない。まして単なる古典的なメディアではない。むしろその特性にもとづく出版ならではの役割は、これからも不滅であると考えたい。

しかし出版物の内容は時代や時間の経過とともに、微妙に変化して行くものである。しかも、そのことを避けては存在しえないという宿命が伴う。そして暫時、存在感が増して行く。まさにこのように「小さく始めて、大きく育つことがある」ところに、<出版物>というものが持つ最大の特徴がある。そして、その基本的な在り方を、根本的な部分で支えているのが、「言論・出版・表現の自由」という憲法第21条の条項なのである。

## II 「言論・出版・表現の自由」とは

### 1 自由な研究と自由な表現

現在の日本では、多くの研究者たちの手によって多くの研究活動が、きわめて活発に行われている。これらの研究活動には理科系、文科系など、さまざまな研究領域があるが、それらの研究に対して、各研究機関の本体はもとより各種の財団など多数の団体から、いずれも多額の助成金類が交付されている。そして、そうした援助を駆使してこれら多くの研究者(特に科学者)たち

が「真理の探究」に向かってさまざまな活動をしているのである。また、そうした研究の内容がいかなるものであっても、その活動自体は、そのパイオニア精神は常に礼賛されるべきことだが、反面、それに伴って問題も数多く発生してくる。

その問題とは、「学問の自由」によって研究の成果が積み重ねられた結果、いくら科学技術が発達しすぐれた理念が発見され、新しい遺跡が発掘され、新しい機械が発明されて、人間の生活レベルが向上したとしても、それで「すべての問題が解決してしまうという終着点はない」ということなのである。

それだけでなく現実的には常に「核戦争の問題」をはじめ、「地球環境の汚染の問題」、それに伴う「環境保護の問題」など、新たな問題が湧きだすように続出してきている。

したがって学術的研究の成果ではあっても、科学技術の進歩・発展は、そのことによって、残念ではあるが、今のところ「その全てが、必ずしも人類全体の幸福の追求に貢献しているようには見えない」と言えるところに問題が残る。

だから、そうした現代の状況を見てみると多くの研究者による研究は、成果をあげさえすればよいのではなく、むしろその成果を応用するときの、応用の仕方の方がより問題となってくると言えるだろう。

そして特に問題なのは「自由な研究」をした結果、その成果がしばしば人権侵害事件などを引き起こすことがあるということなのだ。つまり憲法で保障されている、「言論・出版・表現の自由」という問題に抵触することがありうるのであり、さらに問題なのはそうした研究成果が実行されることによって、結果的にだが「人類の一部に危害を加えることもありえる」という矛盾さえ引き起こしかねないという懸念が消えないことである。

いずれにせよここでは、そうした状況の支えとなっている、憲法第21条とはどのようなものかを、再確認することからはじめてみたい。では憲法ではどのようなになっているのだろうか。

憲法第21条、〔集会・結社・表現の自由、通信の秘密〕では、次のようになっている。

- ①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する。
- ②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。

そして『出版事典』によれば、「言論・出版・表現の自由 freedom of speech and the press」とは次のような概念となっている。

「言論の自由、表現の自由などとも呼ばれ、口頭によると、印刷物、放送、映画などの手段を用いるとを問わず、一切の表現行為が人為的規制を加えられることなく、自由に行われる状態をいう。とりわけ、国家権力による規制（検閲）は厳に排除される。思想・良心・信仰・学問の自由などはともに最も重要な基本的人権であり、わが国では憲法21条がこれを保障する。」<sup>7)</sup>

このように「言論・出版・表現の自由」はきわめて重要な概念だが、一方でそれがさまざまな問題を引き起こす。しかも、これらの「自由」の獲得は一朝一夕になったものではない。ではそ

の問題を「マスコミの報道犯罪」及び「戦前までの言論統制の経過」という2つの側面から考察し、いくつかの問題点について簡単にふれておくことにしよう。

## 2 マスコミの報道犯罪

この法律(憲法第21条)の下で、現在ではメディア産業であるマスコミの取材、報道活動は通常、きわめて自由に活発に行われている。しかし、そのメディア自体がいわば「メディア産業」という産業であるがゆえに、企業として互いに競争することが運命づけられていることは否めない。そしてその結果、しばしば過当競争とならざるをえない。だからこそ、取材方法、報道内容等の面で「行き過ぎ」とも言うべき問題を引き起こすことがあるのである。

したがって例えば同志社大学の浅野健一教授のように、こうした一連の『マスコミ報道の犯罪』<sup>8)</sup>を研究している学者もいる。このようなマスコミによる報道犯罪の典型的な例として「偽書問題」とよく似たものに「虚報事件」というものがある。またそうした事件が次々と発生し、あとをたたない。

古くは、掲載後数日で記事の全面取消しとなった朝日新聞 1950(昭和25)年9月27日付けの「伊藤律単独会見捏造事件」。同じく朝日新聞の写真記者による 1989(平成元)年4月20日付け夕刊の「サンゴ損傷写真捏造事件」などがあり、これらの事例は、いずれもその典型的なケースと言ってもよいだろう。<sup>9)</sup> さらに外国では1981(昭和56)年ワシントンポスト紙の若い黒人女性記者ジャネット・クックの「ジミーの世界」がピューリッツァー賞を受賞したが、虚偽であることが判明しておこった記事取消問題など、大手マスコミに所属する記者たちが、ジャーナリストとしての功績をあせるあまりに引き起こしたと思える事件は数多く、あげて行けば枚挙に暇がないくらいである。1997年8月、イギリスのダイアナ皇太子妃を死に追いやったパパラッチの問題などもまだ記憶に新しい。

またこうした「虚報事件」とは全く性格が異なっているが、かつては「発禁本」というものがあった。発禁本とは「発売禁止本」の処分を受けた本のことである。城市郎のように、こうした本のコレクター、研究者もいる。ではどのようなものが発売禁止となり、それはいつ頃の事だったのであろうか。出版物の「発売禁止」処分については、『出版事典』では次のように記述されている。

「出版物の発売(頒布)を禁ずること。発禁と略称することが多い。用語の正当な意味では、戦前の新聞紙法および出版法のもとで、内務大臣が安寧秩序の紊乱、風俗壊乱を理由に、すでに刊行された出版物の発売禁止命令を発した場合をさす。内務大臣による発売禁止命令は一方的であって、その適否を裁判で争うみちがなく、命令に違反すれば刑罰を課せられた。新聞紙法・出版法はすでに廃法となり、現在はこの種の行政上の処分は一般的に存在しない。ただ、俗に違法な内容の出版物、たとえば猥褻文書の発売につき、関係人(発行者または著作者)が起訴された場合、当該出版物の発売継続が犯罪容疑行為の継続とみなされるために

實際上発売困難となった場合、あるいは著作権・出版権の侵害の際に発売中の出版物につき権利保全のための仮差押え、仮処分が行われる場合に発売禁止とか発禁とかいうことがあるが、これは本来の意味ではない。】<sup>10)</sup>

このように現在では「新聞紙法、出版法」が廃止となっており、規制は撤廃されているが、かつては存在していた。むしろ権力が出版物に神経をとがらせ、発禁処分にするのは、世界に共通の現象だったのである。歴史的にも、B.C.213年の秦の始皇帝による焚書坑儒や、はげしく言論弾圧をくりかえしたヒトラーの例などがよく知られているが、そうした例を持ち出すまでもなく、類似した事例は多い。

しかしその対象となる内容は大きく2つの領域に分けられる。このような「発売禁止」処分を受けることが多い文書とは、その一つは猥褻文書の類であり、もう一つは政治的なプロパガンダを企図した反体制的文書の類であった。そして日本の場合、それは江戸時代でもほぼ同様であった。

今田洋三は『江戸の本屋さん』の中で、「続発する筆禍事件と禁書」の項を設けく時事報道板行の取締り>として江戸時代の例について次のように書いている。

「寛政五年（1793）七月、松平定信は老中を辞した。これで政治改革は再び放漫な政治へと転じたであろうか、出版取締りも緩和されたであろうか。そうはならなかった。定信が去った後の老中首座についたのは、定信の信任厚かった松平信明であり、ほかの老中のメンバーも若年寄も定信の挙用にあずかった人々であった。かれらは「寛政の遺老」といわれ、文化期に至るまで寛政改革の基調は守られた。したがって出版取締りもゆるめられず、かえって厳しくなり、寛政二年の取締り令は強力に励行された。すでに述べたように幕府がとくに警戒したのは、㊦「当分の儀」（時事的なこと）、「猥成儀異説」「浮説之儀」を一枚絵や書物にすることであり、㊧華美・好色であり、㊨無届け秘密出版であった。これらを徹底して取締まったのである。右の㊦は出版が必然的にジャーナリズムについての側面を持つことについての警戒とみてよいであろう。」<sup>11)</sup>

そしてこうした状況は明治期に入ってからも続く。「国家が公権力によって民衆の表現活動を制限すること」が最終的に廃止となったのは、1945（昭和20）年8月に第二次大戦の敗戦があきらかになってから以後のことであった。

この敗戦によりそれまでの国家主義、軍国主義体制から180度の転換が行われ、1946（昭和21）年11月3日、現在の新憲法が公布されることになる。そして民主主義体制に移行するとともに、ようやく言論統制の時代は終止符を打ったのである。

### 3 戦前までの言論統制の経過

日本においては、「言論・出版・表現の自由」は、今田洋三の著述にもあるように封建時代や鎖



国時代には無かったに等しい。

明治になって、自由民権思想が台頭したが、明治政府はこれを容易に認めなかった。1889(明治22)年には「明治憲法」が公布され、さらに1887(明治20)年に「新聞紙条例」、「出版条例」、「集会条例(1882)」、「保安条例」などが次々と制定されると、自由民権運動の抑圧が激しさを増し、新聞発行禁止、発行停止、演説会解散、演説禁止などの弾圧も次々に行われるようになる。

そして明治30年代になると、社会主義運動の広がりが増え、その弾圧のために、1900(明治33)年「治安警察法」が公布される。

その後、昭和20年まで存在していた主な法律は「新聞紙法」であり、その主な制限は①検閲の存在 ②内務大臣権限の発売頒布の禁止及び差押え ③内務大臣による記事差し止め命令 ④保障制度の存在 ⑤裁判所による発行禁止処分権など、まさにがんじがらめの状態となっていたのである。

さらに大正時代になってからは、共産主義思想の浸透化防止のために、1925(大正14)年には悪名高い「治安維持法」が公布される。そして1931(昭和6)年、満州事変が勃発するとともに言論統制はますますさかんとて行く。

そして、ニュース・ソースの一元化のために、同盟通信が設立され、さらに新聞、出版、映画などの分野も、資材統制の面からという理由で整理統合が相次ぎ、出版物を一元的に扱うために書籍流通機構にも大手取次ぎ店が誕生した。

その後さらに戦時体制になると、1938(昭和13)年には「国家総動員法」、「国防不安法」、「不穩文書取締法」などの法律が次々に制定されて、軍事色一色となって行く。しかし、これらの法律は、敗戦後GHQによって一切廃止された。

ただし、占領中はプレス・コードというものがありそれなりの制限を受けた。

このような経緯を経たうえでの「言論・出版・表現の自由」だが、しかし、現在のような憲法第21条による保障があっても、一方でそれにはおのずと限界があることは否定できない。まさに最小限の制限は存在するのである。その主なポイントをあげてみると、

- ①虚偽その他による権利の侵害から個人を守るため(いわゆるプライバシーの尊重)
- ②社会の道徳的水準を守るため(猥褻文書)
- ③国内の暴力や騒擾から安全を維持するため
- ④外敵侵略から安全を守るため<sup>12)</sup>

の4つの要素がある、ということになるだろう。したがって、こうした制限を無視した自由は、もし、それが行き過ぎると、再び言論統制の時代へと逆流するかもしれない呼び水になりうるとして、常に大いに警戒されているのである。

このように、再び言論統制の時代に戻ることは好ましくないし、「言論・出版・表現の自由」は最も大切にされなければならない基本理念だが、一方でその「自由」が、たとえば「虚偽の情報を、真実の情報であるかのごとくに公表していくことも可能」としているのである。したがって

「偽書の存在」があとをたたないということになる。しかし、こうした「偽書」は今日のような自由な時代にだけ特有のものではない。それどころか歴史的に見れば、かなり以前から存在していたことがあきらかになっている。そこで次にそうした「歴史的な偽書」の存在についてふれてみたい。

### Ⅲ 歴史的な背景

#### 1 『古事記』について

昔から「偽書」ではないかと話題をにぎわせてきたのは『古事記』である。鳥越憲三郎が『古事記は偽書か』という本を出版している。鳥越は同書の「まえがき」のなかで冒頭に次のように書いている。

「わが国の史書としては、和銅五年（712）年に太安万侶が撰録したという『古事記』が、現存する最古のものとして知られている。本書はその『古事記』を、約百年後の平安初期につくられた偽書であることを論証しようとするものである。学問的にいう偽書とは、たとえ内容が確実な資料にもとづいていようとも、その書物の序が記す作成の年月日、ならびに編者の人名を偽るものをいう。したがって太安万侶という人物も、また真実の編者ではないことを考証するものである。

古事記偽書説は江戸時代に沼田則義がまず指摘し、ついで大正十三年にも中沢見明によって提起されたが、学会の反撃にあって完全に否定された。だがそれによって問題が落ち着いたのではない。『古事記』にはなお幾多の疑点があって、それらに関しては今でも未解決のままになっている。」<sup>13)</sup>

このように「偽書」という言葉はかなり昔から使われてきたようである。そして江戸時代にはすでにそうした概念があったことが、この文章からも推定できる。しかし、もっと明確に多くの人によって偽書とされているものが、この『古事記』以外にもたくさんあったことが知られている。そこで、次にそうした例にどんなものがあるかを、田中勝也の著作からあげてみよう。

#### 2 「偽書」とされる歴史的書物

田中勝也は『異端日本古代史書の謎』という本の中で『上記（うえつふみ）』『天書（あまつふみ）』『舊事大成経（くじたいせいきょう）』『秀真伝（ほつまつたえ）』『富士宮下文書（ふじみやしたぶんしょ）』『東日流外三郡誌（つがるそとさんぐんし）』『日本総国風土記（にほんそうごくふどき）』『前々太平記（ぜんぜんたいへいき）』『九鬼文書（くがみもんじょ）』『竹内文書（たけうちもんじょ）』『桓檀古記（かんだんこき）』『契丹古伝（きったんこでん）』など12種類の書物を

取り上げて紹介している。14)

ただし、田中はこの書籍の中ではこれら12種類の書物を「それぞれの一部に偽書的な部分があったとしても、総体としては偽書とは言えない」とし、あくまで「偽書」とは言っていない。しかし他の多くの研究者が「偽書」としているのはまさにこれらの書物のことなのである。とはいえそうした論旨を受けて、その是非を論じることは、本論文の目的とするところではない。しかし田中は同書の中でこれら12種類の書物を紹介しており、その書籍別の各扉のページには、各書物の説明を要領よく書いている。そこでそれを引用し、それぞれがどんな内容を持つ文書なのかを紹介してみたい。

- 1 『上記』——『上記』は十三世紀に源頼朝の庶子で豊後大守に封ぜられた大友能直の撰になるとされる。いわゆる神代文字、つまり異体仮名の一種によって書かれているものであり、上古の王朝とされる伝説的ウガヤフキアエズ朝の歴史を綴ったものである。15)
- 2 『天書』——『天書』は奈良時代、藤原一族の頭官にして文人、浜成の手によって撰録されたとされる。『記紀』伝承の流れを汲みながらも、散見される特異な伝説は、上代における氏族伝承の多元性を示唆している。16)
- 3 『舊事大成経』——これは、江戸時代中期、僧・潮音道海によって出版された。物部氏の舊事記と言われる渡会本・先代舊事本紀(通称・旧事記)を下敷きとして、膨大かつ独特の神道論を展開したものである。17)
- 4 『秀真伝』——三輪神社の祖先らによって神武或いは景行天皇の時代に編纂されたものと伝えられる。景行はともかく、『記紀』にあらわれる神武については、時代もその伝説も後世の創作になることは大方の一致するところであり、したがってこの書の編纂時期についても真に受けることはできない。五・七調の韻律を完全に踏んで語り通されている。18)
- 5 『富士宮下文書』——秦の徐福が編纂した伝書とされる。富士山麓に神代王権の処在を設定したのは、徐福伝説を核とした蓬莱山思想の発現であろう。19)
- 6 『東日流外三郡誌』——古代末、大和王権とその先兵源氏に亡ぼされた奥羽勢力、安倍氏にまつわる史書である。江戸中期、安倍氏ゆかりの二人の人物が、日本列島をくまなく歩き、収集したという伝説集でもある。20)
- 7 『日本総国風土記』——奈良時代、元明天皇の命で、『出雲風土記』など、本格的な地誌編纂が行われた。その後も、時の政府によって、規模の差はあれ、何回にもわたって、同じような地誌編纂が行われたものと考えられる。『日本総国風土記』は、主としてそうした地誌の断簡を集めたものである。その「原」撰録者の名前も身分も一切、不明である。21)
- 8 『前々太平記』——『前々太平記』は、江戸時代中期に成立した物語風の史書である。この書物は、橘墩という人物によって書かれた。同じ著者の『前太平記』とともに江戸庶民にとって啓蒙書の役割を演じたように思える。22)

- 9 『九鬼文書』——『九鬼文書』は紀伊（和歌山県）熊野神社にかかわる神道書として、中臣氏末流の九鬼家に伝存して来たものである。神道の呪法や祭礼などについては、事が宗教活動にかかわることなので、批評の対象にはなりえない。<sup>23)</sup>
10. 『竹内文書』——景行より仁徳に至る五代の朝廷に仕えたと伝えられる伝説的人格武内宿禰の氏族に伝存して来たという文書である。昭和に入って竹内巨磨が上古の神書として公表したことから世情物議をかもすこととなった。<sup>24)</sup>
11. 『桓檀古記』——古代朝鮮に関する正統史書は、『三国史記』と『三国遺事』が代表的なものである。中国側記録を除いて、これ以外に、朝鮮古代史の基本史料は無い。しかし、それぞれ十二世紀と十三世紀に成立したものである。朝鮮よりも、漢字文化の輸入が遅れた日本にあっても、八世紀に成立した、『記紀』がある。『史記』『遺事』が記事内容として、上代を含んでいたとしても、十二、三世紀までの伝承をまとめたものであり、この間の史書の欠落は一つの欠史ともいべき事態である。『文』の国としての朝鮮にとっては、いわば異常と思われる。その欠史を補うのが『桓檀古記』である可能性がある。<sup>25)</sup>
12. 『契丹古伝』——日露戦争当時、満州の日本軍軍営で発見された伝書であり契丹国=遼の顯官・羽之の編になるとされる。優勢な日本軍への阿諛から、中国側人士によって即席に捏造された文書と考えるのは慎まれるところである。<sup>26)</sup>

以上、上記12点の書物が、それぞれどのようなものであるかについて、田中勝也の解説を引用した。

#### IV 『東日流外三郡誌』と安本美典

##### 1 『東日流外三郡誌』をめぐる論争

田中勝也の『異端日本古代史書の謎』にも登場するが、中でも『東日流外三郡誌』をめぐる論争が興味深い。『東日流外三郡誌』とは和田喜八郎によって偽作されたと言われている書物のことである。和田は自らこの書物をめぐる話題について解説した『知られざる東日流日下王国』<sup>27)</sup>を出版している。その内容に対して異を称え、その欺瞞を暴いたのが産能大学教授の安本美典である。安本は毎日新聞社からその経緯を叙述した『虚妄の東北王朝』を出版しているが、この本のサブタイトルには「歴史を贗造する人たち」とある。安本はまずこの本の冒頭で、

「こんなに壮大なインチキが、この世にあるものであろうか。目を剥く。あきれる、唾然とする、途方もない、などのことばは、これからのべる一連の事件のために存在していたように思われる。壮大なインチキで、法に触れるか触れないかの境目の線上にある。

『東日流外三郡誌』という大部の本がある。豪華本で刊行されている。この本の資料提供者は、青森県五所川原市の飯詰に住む和田喜八郎氏である。この本は、資料提供者、和田喜八

郎氏じしんの製作した<偽書>とみられる。』<sup>28)</sup>

と書いている。

そしてこのあと安本は、和田氏の警察官だったと自称する経歴の欺瞞性から始めて、第一編で「役の小角の墓を偽造」など11章をたて、それぞれ11のケースを「歴史の捏造事件」としてとりあげその内容を強く否定し、さらに、後半の第二編では、「偽書論争」として、「古田武彦氏、偽書をもとに本を書く」「『サンデー毎日』での応酬」など二章をあげて、『東日流外三郡誌』に対する内容に関しての疑念を述べ、反証を試みている。そして『東日流外三郡誌』という書物そのものが、「和田氏によって書かれた偽書である」としているのである。

さらに「<偽造>というのも正確ではない。<偽造>というと、なにか本物があつての<偽>であるが、これは、本物そのものがない創作物である。その理由をのべよう。』<sup>29)</sup>

と書き、1～4の理由をあげて分析している。

この波紋は大きく、この本をもとに『真実の東北王朝』という著書を表した昭和薬科大学教授の古田武彦は、この中でその歴史学者としての活動をかなり、徹底的に否定されている。まさに顔色なしといった状態と言ってもよい。

しかし一方では、「町おこしなどにはつながった」とする意見も、消極的にはあるがあるようである。そこで次にそのことについて触れておこう。

### 3 町おこしには貢献

安本は『虚妄の東北王朝』の中で、青森県太畑町の佐藤良宣の言葉を引いて、つぎのような感想を紹介している。

「ただ唯一の救いは、この偽書が世にでたために、津軽の十三湊が全国的に有名になったことでしょう。また、まともな歴史の専門家は、この本が偽書であることを証明するために、血眼になって研究を続けました。そういう意味で、『東日流外三郡誌』は歴史学の発展の為に貢献した、と言えます。それにしても、『東日流外三郡誌』が世にでたために起こった害悪は上に述べた貢献を押し流すほど大きなものです。もはや、この本を史料として扱う者が出てこないことを望みます。』<sup>30)</sup>

まさにこの言葉のように、「偽書であることを証明するために、歴史学の研究が進んだ」という逆説的効果が仮にあったにしても、後段の「世に出たために起こった害悪は、貢献を押し流すほど大きい」という言葉の方がはるかに重い。

しかしそれだけではない。さらにこうした偽書に類するものとして「トンデモ本」といわれる書物があり、今日ではそれが無数に出版されているのである。そこで次に、それらの書物とは、どんなものであるかについて述べてみよう。

## V 「トンデモ本」の存在

## 1 「トンデモ本」とは

最近、話題をにぎわせているものに「トンデモ本」というものがある。そして、頭文字をとって「と学会」という会が設立されている。と言ってもこれはきわめて新しい概念である。したがって、『出版事典』などの文献に掲載されるような、認知された公式の言葉ではない。かろうじて『現代用語の基礎知識』に見ることができるくらいである。そして成立した時もしっかりしている。しかし興味深いのはまさにこの手の書籍「トンデモ本」及びそれを話題にした書籍類が最近、たくさん出版されるようになってきているという現状だろう。特にUFOをめぐる話題などは、これらの「トンデモ本」が最も得意とするテーマの一つだと言ってよい。

そしてこれらの「トンデモ本」に関する書物もたくさん出版されている。これらの本を集めて楽しんでいるグループがあるのである。それが「と学会」である。不思議な名前だがその由来を『と学会白書vol.1』の中で、会長の山本弘は次のように書いている。

「たとえばく正式名称は『トンデモ本学会』で、『と学会』は略称だと思っている人がいる。しかし「と学会」というのは正式の名称なのである。

すでに『トンデモ本の世界』、『トンデモ本の逆襲』（ともに洋泉社）を読まれた方ならおわかりのように、我々は、世の中に存在する<トンデモないもの>全般をウォッチングすることを目的としている。UFO本やオカルト本は、我々の観察対象の一部にすぎない。たまたまそういうジャンルにトンデモ本が多いから、取り上げることも多いというだけだ。にもかかわらず、<と学会は超常現象を否定することを目的とした団体だ>と信じている人が多いらしい。』<sup>31)</sup>

このように「トンデモ本」というジャンルは確かに存在している。最近、目につく関連本とは唐沢俊一の『トンデモ怪書録』や、と学会編の『トンデモ超常現象99の真相』<sup>32)</sup>、さらに『トンデモ本の逆襲』<sup>33)</sup>などの書名を持つ書籍類である。いずれも何人かのグループのメンバーが「トンデモ本」を数多く集めて楽しんでいる。その蘊蓄について書かれているのである。

唐沢は『トンデモ怪書録』の中で、

「そもそも出版業界というところ自体が、B級的なパワーにあふれていることも事実である。本というのは、自費出版でないかぎり、たいいてい、最低でも数千部というオーダーで出版される。それなりの金のかかる事業であるはずだ。なかなか、フト思いついたからといって、そうそう馬鹿馬鹿しいものを書けはしないだろうとフツー思う。

ところが、そういう馬鹿馬鹿しいものが往々にして出版されるのである。しかも、売れてしまったりするのだ。ここらへんが、出版業というもののダイナミズム、露骨に言ってしまうとえばいかがわしさであろう。そして、いかがわしさの無いところには魅力もない。』<sup>34)</sup>

と書いている。ところでこうした「トンデモ本」の中でも、私にとっては、特に印象深いものが、1973(昭和48)年に大陸書房から出版された『地球空洞説』<sup>35)</sup>という書籍である。

これは「地球の上下、つまり北極と南極には巨大な穴があり、地球の内部は空洞であり、まん中に太陽が輝き、もう一つの別の世界がある」というものであって、夢として考えるとなかなか楽しい。しかし、これはナンセンスなフィクションにすぎない。だがこの本は『世界の奇書』という書籍をはじめ、多くの書籍で取り上げられることが多く、いわば「トンデモ本」の代表作の一つと言ってもよいだろう。

さらに時折、話題となるものに『死海文書』というものもある。

これらの「トンデモ本」とは別に、もともとSF、つまりサイエンスフィクションScience Fictionと言われている分野があった。しかしこのSF自体は、最初からフィクションとことわっているので問題とはならない。SFについては1998(平成10)年7月～9月に『NHK人間大学』の中で野田昌宏が「宇宙を空想してきた人々」として放送し、「空想科学小説であり、1920年代に確立された概念」としてあらためて一般に紹介している。<sup>36)</sup>

しかし、トンデモ本の多くは「空想」とは言わず、あたかも事実のごとくに著述しているところが、SFとは少し違っている。さらに学術の世界でも時折、奇怪なことがあることがある。その代表に、たとえば「ルイセンコ学説」という事例がある。

## 2 『世界の奇書』とルイセンコ学説

『世界の奇書』という書籍には、これらの風変わりな「奇書」とされる書物が多数紹介されている。『地球空洞説』<sup>37)</sup>もその一つだが、他に全体を9つの部に分けて、述べ107冊もの奇書が紹介されているのである。

「超古代の文化を今に伝える太平洋の奇怪な遺跡群を探る」としているジェームス・チャーチワードの『ムー大陸の子孫たち』などの話は、まさにその典型的な例と言ってよいだろう。<sup>38)</sup>

そして、こうした奇書とは異なるが、学問の世界でも時には壮大なインチキがまかり通ることがある。その代表的な例に「ルイセンコ学説」というものがある。この経緯はメドヴェージェフの『ルイセンコ学説の興亡』<個人崇拜と生物学>という本にくわしい。ではそれはどんなものだったのだろうか。同書の「邦訳者あとがき」を引用してみよう。

「本書はソ連において1930年代から始まった遺伝学・農業生物学論争を軸にして、地方の農事試験場の一技師にすぎなかったルイセンコがソ連の農業および生物学の支配者となり、1964年のフルシチョフの失脚と共に第一線から姿を消すまでの経過を、三部に分けてえがいている。」<sup>39)</sup>

というものである。そして「まえがき」には、

「1961年から62年には、まだルイセンコ主義は生物学、農業科学の分野で支配的な地位を占め、上層部の完全な支持を受けていた。そしてその立場に対する批判は、新聞・雑誌上では

事実上禁止され、あらゆる出版統制によって根こそぎにされていた。しかしルイセンコ主義はすでに1966年には、一度の公開論争も行われず、ソ連の学会からその姿を消していた。」<sup>40)</sup>と書かれている。

このように、学問の分野であっても「政治的な都合で真実がゆがめられる」ということは多々ある。それどころか新しい説が出た当初、それが真実であると証明されたはずのものであっても、後にその評価自体が変わることがある。現在、学術の世界では、レフェリー制度等が設けられた、正統な学会誌に論文が発表されることの方が、一般的な著述より、高く評価される傾向が強い。また、それは当然のことであろう。

しかし、たとえレフェリーとされる時の最高権威者の複数による判定であったとしても、学問の進歩・発展により、その判定者自身の研究内容が、次の時代には否定されてしまうといことは多々ある。したがって、何事も「完璧」ということはないのである。またさらに問題なのは、そこに政治的な作為が働いてゆがめられた場合であろう。しかも個人の意思で壮大な偽書制作に励む人もいる。その代表的な例がエドモンド・バックハウスの活動である。

### 3 北京の隠者

ヒュー・トレヴァーローパーによる『北京の隠者』という書物がある。そして副題はくエドモンド・バックハウスの秘められた生涯>となっている。1913年、バックハウスとは「オクスフォード大学ボードリアン図書館に、中国の刊本と稿本1万7千巻のコレクションを寄贈した人」として知られている。この書籍のプロローグのところでは、

「1913年、彼は同図書館に中国の刊本と稿本1万7千巻のコレクションを寄贈し、そのあるものは珍しく貴重であり、あるものは全くかけがえがない（とわれわれは信じている）うえその後八年間に、彼はさらに一万巻を追加し、専門家の言によると、これらの寄贈書だけで、このバックハウス・コレクションをヨーロッパ屈指の中国文庫にしたのだった。これほど気前のいい贈与にはしかるべき感謝が表されるべきである。それはまた疑問を生じさせもする。この寄贈者はどんな人間だったのか？、いかにして彼はこれらの宝を手に入れたのか？いかなる動機がその寛大な行為を促したのか？ どの大コレクションの場合も規模と出処はその歴史の一部にすぎない。われわれは、後援者に敬意を表すと共に、その寛大さへの感謝のしるしに、彼らのことを知ろうと求めなければならない。」<sup>41)</sup>

と書いている。

そして彼自身の手による回想記が書かれている。しかし、その大半は後に偽書であることがあきらかにされている。寄贈された書物の数だけをとってみても、実に壮大である。このように「偽書問題の存在」は、それ自体、洋の東西を問わない。人間に特有の現象と言ってもよいくらいなのである。



## VI 今後の問題点

以上述べてきたように偽書をめぐる話題は尽きない。とはいえ多くの歴史的とされる偽の書物や「トンデモ本」類が、はたして「偽書であるか否か」ということを、1点ずつ検証して行くことは、本論文の企図するところではない。それはまた全く別個の研究領域となる。しかしここでは、いともやすやすと偽書がつくれ、それが普及し一人歩きをする現象そのものに着目してみた。そしてそれが巻き起こす波紋について、出版文化という側面から考え直してみることを目的とした。現代はデジタル・メディアと従来の紙メディアが共存している端境期にある。そして「紙メディアが減じる」ということを主張する人も多数存在している。

またデジタル・メディアの普及に伴って、他人の著作物の一部をきわめて容易に流用することもできることから、盗作事件や著作権侵害事件などの発生もあとをたたない。さらにインターネット等のメディアも大衆的なものとなり、偽の情報を発信することも一段と容易となった。

さらにヴァーチャル・リアリティー（仮想現実）という言葉も、すでにお馴染みのものとなっており、本物と接することなく虚像だけが一人歩きするようになっている。その結果、実像の世界が混沌としてきて、その識別能力さえ多くの人にとっては曖昧になっているのである。したがって、そうした状況の下で、「偽書」はますます作りやすくなっていると言ってよいだろう。しかもそれは、うまくやれば利益を生むことが多い。だからこそ偽書作りがあとをたたないのである。これは考古学的な偽の遺物を埋めておいて「発掘した」と称して高く売る贗作事件の発生が、昔も今もあとをたたないのと同じようなものである。

特に、美術品ではなく書物の世界で偽作を志す人にとっては、印刷技術の発達による本作りの簡易化によって、まさに「恰好のチャンスが到来した」と言っている状況、となっていると言えるのである。したがって以前のように特定の有名な著者のものでなくても、無名の若者であっても、自ら書物を安価に製作してしまうことが可能なことから、さらにそれを、出版物として刊行し、著書として世に問うことも容易な時代となった。

かつて出版業は、資本のあるものが資本の乏しい著者によって本作りを代行する業でもあったとも言える。ところがコンピューター時代を迎え、DTPが登場したことによる出版技術革命によって、まさにその歯止めがくずれてしまったのである。

また一旦公表された情報は、単に一人歩きをするだけでなく出世するものが多い。つまり、大きくその内容が広がるのである。その結果多くの人々に何らかの影響を与える。それも「偽書」の場合は悪影響であることが多い。その「情報の出世」における一次露出そのものが、ますます容易となったのである。

ところで確かに見方によっては「エンターテインメントとしての嘘」はある程度は必要であろう。しかしそれには節度がなければならず限度がある。

と学会編の『トンデモ本の逆襲』の中で山本弘は、

「トンデモ本が氾濫している状況に腹を立てる人もいる。だが、こうした本をやみくもに排斥しようとする態度は間違っている。弾圧などしてはならない。明白な実害のある場合を除いては言論の自由は断固として保証されなければならない。」「トンデモ本は人間の〈性〉なのだ。人間が繁栄を続ける限り、トンデモ本は出版され続ける。決してそれからは逃れられない。我々はそれと闘うのではなく、憎むのではなく、共存する道を歩まなければならない。すなわち、笑って楽しむのである。」<sup>42)</sup>

と言っている。まさにこの言葉通り、これらの奇書の存在を認め、さらに「共存の道を歩むしかない」と言ってよいだろう。

また、これらの偽書をテーマにした『偽史冒険世界』や『人はなぜ歴史を偽造するのか』などの著書がある長山靖生は次のように書いている。

「人間はウソをつく動物である。もちろん、昆虫の擬態など、ウソをつく動物はほかにもいるのだろうが、人間ほど頻繁に様々なウソをつく動物は類例がない。その意味でウソをつくというのは実に人間的な行為と言えるのかもしれない。」<sup>43)</sup>

とし、さらに、

「こうした荒唐無稽な仮説（というか、空想物語）が、特殊な趣味を持った人たちの個人的な楽しみになっているだけなら、別にかまわない。無理矢理そんなホラ話を聞かされる家族や近所の人間は迷惑かもしれないが、大勢には影響がない。しかし、時としては偽史は、政治的に利用され、社会を混乱に陥れる大事件を引き起こすことがある。そしてまた、偽史の存在が、一般の歴史認識に微妙な影響を与えていることも、見逃せない。」<sup>44)</sup>

と述べている。要するに問題はそれが与える悪影響の部分なのである。

確かに、かつては自然体で、そうしたものの選択が正確に行われていたとも言える。しかし今は百家争鳴の時代である。したがってどんなに優れた科学的捜査方法を駆使して、正確に真贋を鑑定し、「偽書だ!」と断定しえたとしても、それによってそうした行為がその後、根絶されるということはなく、さらにそれを超える次の知恵が湧いてくる。

まさにいちごっこのように、そうした闘いは尽きることが無い。そしてますます、これからも「偽書」の類の出版活動は盛んになって行くに違いない。ということはその真贋もますます不正確になり、その数が増大するということでもある。

しかも、こうした偽書をつくる人は、これからも次から次へとあとをたたずに出現してくるだろう。だとすればまさに「と学会」のメンバーが言うように、「共存の道」を歩むしかないということになる。

そしてそれが、今後いくら多くの問題を引き起こすとしても、だからといって言論の弾圧・統制などが日常的だったいまわしき時代の方向へ逆行してはならない。やはり基本原則である「言論・出版・表現の自由」は、これからも守られて行かなければならないだろうと考える。

注・参考引用文献

- 1) 『標準編集必携』日本エディタースクール出版部、1987年、I S B Nの項、pp.182.
- 2) 『『出版年鑑』97年版にみる日本の出版統計』出版ニュース、1998年5月中下旬号、pp.14-18.
- 3) 下中弘編『大百科事典7』平凡社、1985年、〈出版〉の項は箕輪成男執筆。
- 4) 田中薫「出版ということの意味」宮崎公立大学人文学部紀要第4巻第1号、1996年、pp.70-71. pp.72.
- 5) 田中勝也『異端日本古代史書の謎』大和書房、1986年、pp.250.
- 6) 布川角左衛門、岡田温、寿岳文章、鈴木敏夫、美作太郎『出版事典』出版ニュース社、1971年、pp.95.
- 7) 布川角左衛門、岡田温、寿岳文章、鈴木敏夫、美作太郎『出版事典』出版ニュース社、1971年、pp.134-135.
- 8) 浅野健一『マスコミ報道の犯罪』講談社文庫、1996年
- 9) 堀本和博『朝日新聞に内部崩壊が始まった』第一企画出版、1989年、pp.39. pp.82-88.
- 10) 布川角左衛門、岡田温、寿岳文章、鈴木敏夫、美作太郎『出版事典』出版ニュース社、1971年、pp.363.
- 11) 今田洋三『江戸の本屋さん』NHKブックス、1977年、pp.136.
- 12) 下中弘編『大百科事典7』平凡社、1985年
- 13) 鳥越憲三郎『古事記は偽書か』朝日新聞社、1971年、pp.1.
- 14) 田中勝也『異端日本古代史書の謎』大和書房、1986年
- 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) の出典はいずれも、田中勝也『異端日本古代史書の謎』大和書房、1986年より引用。各、pp.17. pp.49. pp.71. pp.95. pp.115. pp.141. pp.167. pp.175. pp.189. pp.199. pp.207. pp.231.
- 27) 和田喜八郎『知られざる東日流日下王国』八幡書店、1989年
- 28) 29) 30) 安本美典『虚妄の東北王朝』毎日新聞社、1994年、pp.14. pp.115. pp.207.
- 31) と学会編『と学会白書vol.1』イーハトーヴ出版、1997年、pp.12.
- 32) と学会編『トンデモ超常現象99の真相』洋泉社、1997年、pp.342.
- 33) 『トンデモ本の逆襲』洋泉社、1996年、pp.4.
- 34) 唐沢俊一『トンデモ怪書録』光文社、1996年、pp.217.
- 35) レイモンド・バーナード著、小泉源太郎訳『地球空洞説』大陸書房、1973年
- 36) 野田昌宏『NHK人間大学』〈宇宙を空想してきた人々〉、日本放送協会、1998年
- 37) 38) 『世界の奇書』自由国民社、1996年、pp.196-197. pp.198-200.
- 39) 40) メドヴェージェフ著、金光不二夫訳『ルイセンコ学説の興亡』〈個人崇拜と生物学〉、河出書房新社、1971年、pp.1. pp.243. pp.247.
- 41) ヒュー・トレヴァー＝ローバー著、田中昌太郎訳『北京の隠者』〈エドマンド・バックハウス

の秘められた生涯>、筑摩書房、1983年、pp.3.

42) 『トンデモ本の逆襲』洋泉社、1996年、pp.4.

43) 44) 長山靖生『人はなぜ歴史を偽造するのか』新潮社、1998年、pp.8-9.